

2015年6月1日

各位

東京都港区六本木一丁目6番1号  
SBIリクイディティ・マーケット株式会社  
代表取締役社長 重光 達雄

## 子会社の管理型信託業の登録に関するお知らせ

SBIリクイディティ・マーケット株式会社（以下「当社」）の子会社であるFXクリアリング信託株式会社（本社：東京都港区、以下「FXクリアリング信託」）は、2015年5月25日付けでFX取引に係る取引参加者の資産保全を目的とした管理型信託業の登録を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

日本の外国為替証拠金取引（FX取引）は、名実ともに世界に誇る金融商品にまで成長しています。この背景には、金融当局及び自主規制機関等の尽力によって、ロスカット・ルールやレバレッジ規制、そして顧客資産の信託保全義務等といった投資者が安心して取引できる環境整備が進んだことにあります。

このような市場整備の中で、安全性の確保が図られている日本のFX取引は、アジア近隣諸国、欧米においても注目を集めており、今後は日本のFX取引の在り方が世界のスタンダードモデルとして広がっていくことが期待されるとともに、更に市場規模が拡大するものと認識しております。

当社は、設立以来マーケットプロバイダーとして、外国為替取引の市場参加者にリクイディティ（流動性）が担保された取引環境を提供しております。具体的には、FX取引を提供する金融商品取引業者等に対し、透明性が確保された競争力の高いマーケット機能を提供する一方、FX取引をご利用される投資家が低コストで安心・安全にFX取引ができるよう、投資家のニーズに即した拡張性を備えたシステムを開発・構築してまいりました。

上記の取り組みに加え、当社がかねてより日本のFX取引の特長の一つである「信託保全」をより活用することで、更なるリスクの低減化、利便性の向上が図られ、FX取引の市場規模拡大に大きく寄与することができると考えておりました。これを実現するため、現行のFX取引に係る法制度の中で、既存の信託スキームを補完・補強した新たな信託の仕組みを構築するため、管理型信託業を行うための準備を進めてまいりました。

FXクリアリング信託の機能を発揮することによって、FX取引の各取引参加者におかれましては、現行の信託スキームに比して次に掲げる利点が享受できるものと確信しております。

#### 【FX取引をご利用される投資家】

- ・FX会社の破たんリスクを遮断
- ・証拠金等の適切かつ円滑な返還

#### 【FX取引会社】

- ・FX取引業を行うために必要なコストの削減
- ・自己資本、財務基盤の健全性を確保

#### 【カバー先金融機関（銀行等）】

- ・リスク管理体制の可視化による円滑な決済
- ・FX取引会社の債権回収リスクを低減

【FX クリアリング信託の概要】

- (1) 商号 : FX クリアリング信託株式会社  
※2015年5月31日付で「FX クリアリング設立準備株式会社」から商号変更
- (2) 登録番号 : 関東財務局長（信）第12号
- (3) 所在地 : 東京都港区六本木一丁目6番1号
- (4) 代表者の役職・氏名 : 代表取締役社長 星 典彰
- (5) 資本金 : 1億円
- (6) 事業内容 : 外国為替証拠金取引に係る取引参加者の資産保全を目的とした管理型信託業
- (7) 設立日 : 2014年7月14日

なお、サービス開始の時期については本年中を予定しておりますが、詳細につきましては決まり次第お知らせいたします。

以 上

\*\*\*\*\*  
\*\*\*\*\*

本プレスリリースに関するお問い合わせ先：

SBI リクイディティ・マーケット株式会社 FX クリアリング信託開業準備室  
03-5623-0955